

# ベーシック・インカムは財政的に可能か



名古屋商科大学ビジネススクール教授 原田 泰

## ～要旨～

ベーシック・インカム（BI、基礎的所得）については、それに賛成するにしろ反対するにしろ、財源が問題となってきた。例えば、20歳以上の日本人に月7万円、20歳未満に月3万円ずつ給付すると、年に94.0兆円の予算が必要になる。ここで多くの人は、現行の政府予算規模が年100兆円程度であるのに、さらに100兆円近い額となるBIの給付は到底不可能と考えるようである。

しかし、BIとは給付と税が一体の制度である。まず、所得の中間層以上にはBIマイナス課税額が現状の課税額と変わらず、所得の低い層にはBIマイナス課税額がプラスであるようにする。その上で、BIの給付水準が過大なものではなく（現行の生活保護水準より数%低いものであること）、かつ、無理やり所得を作るために使われているような予算を削減すれば、BIの給付は可能である。

本稿は、様々な政府支出の数字から、このことを示すものである。

## 1 はじめに

ベーシック・インカム（BI、基礎的所得）の議論が再度盛んになってきた。新型コロナ感染症を抑えるには人との接触を避けるしかない。接触を避ける最も効果的な方法は外出規制ではなく、それは支出できず労働できず、所得を得られないという状況が誰にでも来るという事実を多くの人々に感じさせたからである。

さらに政府は、当初、コロナ感染症で所得が減少した人を選び出して、その人々にお金を給付しようとしたが、それには時間がかかり、時間をかけてもうまくできないと認識するに至った。そこで、すべての人に10万円を給付したが、

これがBIと概念的に類似しているということでも注目された。

しかし、多くの人は、BIに賛成するにせよ、反対するにせよ、直接給付するだけのお金が現在の日本にあるのかと疑問に思っているだろう。本稿は、この疑問に答えるものである。

## 2 ベーシックインカムは給付と税が一体の制度である

BIはすべての人に基礎的な所得を配布するものであるから、一見すると実現不可能な額の予算が必要になると誤解されている。例えば、20歳以上の日本人人口1億302万人（総務省統計

局「人口推計」。2019年10月1日時点)に、例えば月7万円、20歳未満人口2,071万人に月3万円ずつ給付すると、年に94.0兆円の予算が必要になる(以下、2020年度の数値はコロナ感染症により財政が異常事態にあると考え、2019年度の数値で考える。ただし、データの制約から2018年度の数値を取った場合もある)。

日本の一般会計予算は、約100兆円であるから、どうして100兆円近い予算を新たに支出できるのかという疑問が生じるだろう(月7万円または3万円という金額の妥当性については、後述する)。しかし、BIは、所得控除の代わりになるものでもある。所得控除を止めてBIに置き換え、同時に所得に課税するものである。ちなみに、雇用者報酬288.0兆円と自営業者の混合所得10.9兆円を合わせると、298.9兆円であるので(内閣府「国民経済計算」)、これに30%の税率で課税すれば、89.7兆円の税収を得る。

BIを給付したうえで所得に30%で課税するという制度は、BIの、すべての人(特に貧しい人)に基本的な所得を与えるという趣旨から当然であるが、低所得者にとっては有利となる。また、私は、現行の制度を前提に大きな変化をもたらさないという考え方から、中所得者にとってはあまり変わりがないというBIの制度を提案している。さらに、便宜のためにあらゆる所得階層に一律30%の所得税という、高所得者にとって現行の制度より有利な所得税という制度で説明するが、現行の累進課税に近い制度を考えることもできる。制度の細かい設計については、後述することにして、ここでは、財政的に可能なのかという疑問に答えるだけにしたい。

財政的に考えると、94.0兆円から89.7兆円を差し引いた4.3兆円、これに現行の所得税収入19.9兆円を足した24.2兆円がBIを実現するために必要な予算額となる。これでも莫大と思わ

れるだろうが、BIは、国民年金を含む多くの社会保障支出に代替するものである。問題は24.2兆円の代替財源があるかということである。

### 3 BIとは無駄な仕事を作らない政策でもある

代替財源としては、もちろん、現行の社会保障給付が対象となる。さらに、無理やり仕事を作るための政府支出も対象となる。日本は、これまで無理やり仕事を作ることで人々の生活を護ろうとしてきた。公共事業、農業保護、中小企業保護などの政策である。仕事を作って所得を配ろうという政策だ。

これが政策当局のマインドセットになっているから、コロナ対策でもこのマインドセットが出てしまう。コロナで打撃を受けた旅行・外食業界へはGo Toトラベル、Go Toイートで助けようとなる。しかし、人が動けば感染症は拡大するものだ。新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長は、2020年7月16日、経団連のフォーラムに出席し、「旅行自体が感染を起こすことはないですから、もしそれが起きていれば日本中は感染者だらけ」と述べた由である(日テレNEWS24「尾身会長「旅行自体に問題はない」との見解」2020年7月16日)。しかし、旅行とは、家から離れて食べたり飲んだりして騒ぐという内容を含んでいる。さらにGo Toイートという政策もあった。これはまさに、宴会の助成である。

また、Go Toは別途コロナ対策に用いることのできる予算(例えば、医療資源の動員)を使っているという問題がある(Go To関連予算は2兆円程度)。最近では、人流を抑えろということになっている。しかし、人流を抑えるということは、外食、生のエンターテインメント、旅行業界は働くなということである。働かなければ生活に困ってしまう。働くことと無関係に

所得を保証しようというBIが目されるゆえんである。

話を戻して、無理やり仕事を作るための政策に使っている予算も、現行の社会保障の金銭給付に加えてBI代替予算に充てることができる。

なお、厚生年金制度は人々の基本的な生活を保障するものではないので、年金数理的に正しい私的年金制度（政府の関与を否定している訳ではない）に置き換えることが望ましい。年金数理的に正しいとは、高齢者は、自分の払い込んだ年金保険料に正当な金利を付けた額を、退職後に受け取るという制度である。これについて解説することも、また別の論文を必要とする

ことになるので省略する。ここで対象とするのは、基礎年金と失業保険である。ただし、医療保険制度は、現行の制度を前提としている。現行の医療保険制度には大きな問題があるが、これについて議論すれば別の大論文が必要となる。本稿は、BIの財政的可能性のみについて考える。

#### 4 BIの代替財源と考えられるもの

表1はBIの代替財源と考えられる現行の政府支出を整理したものである。現在、政府は老齢基礎年金に11.5兆円、児童手当に2.7兆円、失業手当に0.9兆円、合わせて15.1兆円支出している。これらはBIの導入によって廃止できるも

表1 ベーシックインカム代替予算

		100万円	
社会保障関係費		地方の歳出(つづき)	純計額
国民年金	11,483,100	五 労働費	248,787
児童手当	2,738,398	1 失業対策費	6,926
失業手当	853,522	2 その他	241,861
一般会計予算		六 農林水産業	3,251,691
公共事業関係	6,909,900	1 農業費	906,089
中小企業対策	179,000	2 畜産業費	152,919
生活保護負担金(国費)	3,818,200	3 農地費	1,162,039
農林水産省決算	2,825,502	4 林業費	673,073
地方交付税交付金等	15,985,000	5 水産業費	357,570
信用保証協会代位弁済	351,690	七 商工費	4,760,301
国民経済計算		八 土木費	11,880,636
公的資本形成	29,258,500	1 土木管理費	552,887
地方の歳出	純計額	2 道路橋りょう費	4,089,606
三 民生費	25,665,947	3 河川海岸費	1,435,009
1 社会福祉費	6,572,578	4 港湾費	446,288
2 老人福祉費	6,227,499	5 都市計画費	4,253,339
3 児童福祉費	8,729,556	(1) 街路費	784,810
4 生活保護費	3,947,049	(2) 公園費	743,303
5 災害救助費	189,266	(3) 下水道費	1,607,682
		(4) 区画整理費等	1,117,545
		6 住宅費	1,040,266
		7 空港費	63,241

(出所) 財務省「一般会計の内訳」年金給付費、「日本の財政関係資料令和1年10月平成23年度決算の状況」、国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度社会保障費用統計」集計表1 2018年度社会支出集計表、厚生労働省「雇用保険事業年報 平成24年度」、農林水産省「令和1年度 農林水産省の決算の概要」、中小企業庁「信用保証協会別の代位弁済の状況」平成29年度の推移、総務省「地方財政統計年報「生活保護負担金事業実績報告(2018年度)」

(注) 2019年度または18年度の数値

のなので15.1兆円がまず代替財源となる。

政府の一般関係予算の中の、生活保護負担金はもちろんであるが、公共事業関係費、中小企業対策費、農林水産省予算、地方交付税交付金のうちにも、所得を維持するための予算と考えられるものがある。ただし、政府の一般関係予算は、これらの支出のうちの一部にすぎず、特別会計や地方の予算と相まって総額が分かるものが多い。

公共事業予算は一般会計では6.9兆円だが、特別会計、地方を通じたものなどをすべてあわせた国民経済計算ベースでの公的資本形成は29.3兆円である。先進国の公共事業費（公的資本形成）の対GDP比率が2%程度であるのに日本は3%であること（財務省「日本の財政関係資料 令和元年10月」39頁）、日本の公的資本形成が2012年以前は25兆円以下であったことを考えると、25兆円が本来必要な公共事業費であろう。すると、4兆円程度は支出を削減することができるだろう。

中小企業対策費は0.2兆円すぎないが、中小企業対策が中心の地方自治体の商工費は4.8兆円である。このうちのかなりのものが中小企業への貸付費である。中小企業対策として通常の金利より低く貸し付けている金利差、結果として返済不能になる部分が、中小企業への補助金となる。これは、無理やり雇用と所得を維持するためのものと考えられ、この一部は、BIに代替できる。信用保証協会が、元利を返済できなかった企業に代わって銀行に代理返済している金額が0.4兆円ある。これは代替財源になると考えることができるだろう。

農業予算は2.8兆円だが、地方自治体での農林水産業費は3.3兆円である。農林水産省予算の多くは地方への補助金となっているので、日本全体での農業予算が3.3兆円と見てもあまり

間違っていないだろう。この中には、無理やり所得を維持するためのものがある。ここで1兆円程度を削減することが可能である。

地方自治体での民生費の多くが福祉費であり、生活保護費3.9兆円を除いた福祉費（社会+老人+児童）は21.4兆円である。ここから1割の2兆円程度は削減できるだろう。生活保護費の半分が医療費であるので（厚生労働省「生活保護負担金事業実績報告」）、ここから削除できる金額は1.9兆円である。

地方交付税交付金は、地方への補助金であって、16.0兆円であるが、その多くが使途の決められたものであり、かつ、民生費などすでに説明した他の予算項目として計上されているものなので大きく削減することはできない。しかし、足りない分を支給するという制度が、無駄な支出や地方の人件費とかけ離れた公務員人件費を誘発している可能性もある。そう考えると、うち1兆円ぐらいは削減できるだろう。

以上から、公共事業予算4兆円、中小企業対策費0.4兆円、農林水産業費1兆円、福祉費2兆円、生活保護費1.9兆円、地方交付税交付金1兆円、合計10.3兆円が削除可能な政府支出となる。これに削除可能な社会保障関係費15.1兆円を合計したものは25.4兆円となる。これによってBIの導入で赤字になる24.2兆円を上回る代替財源が存在するとみなすことができる。

なお、BIは20歳未満人口にも給付するので、これは奨学金に代替できる。ただし、奨学金の貸与額は1兆円、利子補給、返済しないものへの穴埋め、事務費などは千億円のレベルと考えられるので（「JASSO概要2020」（独）日本学生支援機構（JASSO））、BIの実現性を議論する際にはマージナルな意味しかない。

## 5 BIとMMT

ここで財政の可能性については税収のみを考えている。もちろん、日本の財政は巨額の赤字を抱えているのだが、BIと財政赤字とは関係がない。財政赤字を解決したいなら、BIとかかわらず解決すべき問題である。

一方、BIの実現のために財政赤字をより積極的に利用しようという考えもある。MMT (Modern Monetary Theory 現代貨幣理論) によって、BIを実現しようというのである。MMTとは、自国通貨を持っている政府が自国通貨建ての国債をいくら発行しても破綻することはないという理論である(原田泰『デフレと闘う』359-360頁、中央公論新社、2021年、参照)。これ自体は当たり前の議論で、国債を償還してくれという人に対して、政府はお札を刷って返済することができる。確かに、政府が破綻することはない。これは理論というより常識である。一方、中南米の政府が何度も破綻しているのは、自国通貨建てではなくドル建てで国債を発行しているからである。中南米の政府はドル札を刷れないので、ドルを集めることが出来なければ債務不履行、すなわち破綻する。

しかし、政府がいくらでも借金ができるのかと言えば、そうではない。人々が政府の返済能力に疑いを持たば、他国の国債、自国と他国の社債、株式、不動産、換金しやすい財などを保有することになる。資本の海外流出によって自国通貨安などが起こり、インフレになるだろう。逆に言えば、インフレにならない限り政府は赤字を拡大できるということになる。

では、いくらまでなら政府は財政赤字を許容し、また、インフレを抑えることが出来るのだろうか。分からない、というのが正しい答えだと思うが、2020年、政府は77兆円の新型コロナ関連予算を支出した(3回の補正予算の合計)。

財政赤字を77兆円拡大したのである。それでも物価はインフレになるどころかマイナスである。なら、毎年77兆円赤字を出していても良いのだろうか。それはない。コロナ禍はワクチンで収まり、2021年には終わるだろう。毎年ではないことが分かっているからインフレにもならない。また、コロナ禍は全世界的なものであるから、全世界で財政赤字が拡大している。日本の財政赤字が不安だからといって、他の国の財政状況も似たようなものである。他国の国債を買えば安心できる訳でもない。

BIの導入で財政赤字が増えてしまった場合を考えよう。月7万円のBIで赤字の増加がゼロと計画していたところが、2兆円の赤字拡大となってしまったとしよう。結果、2%のインフレになったとすると、雇用者報酬と混合所得も2%増加し、税収も2%、すなわち1.8兆円(前述の89.7兆円の税収×2%)増加する。こうして、赤字を埋めることになる。ただし、7万円のBIの実質価値は2%低下している。このとき、BIの実質価値を維持するために来年にBIを2%引き上げれば、このインフレは永遠に続くことになる。しかし、BIを引上げなければインフレは収まる。BIの設計ミスで高い水準を目指し過ぎたと考える訳である。

ここで示した例は仮想的なものに過ぎないが、結果として財政赤字によってインフレが生じたとしても、財政赤字が大きなものではなければ、BIにインフレ条項を付けないことでインフレに対処できるということである。もちろん、増税するという選択肢もあるが、増税よりもインフレ条項を付けないことの方が簡単だろう。

## 6 ベーシックインカム の 給 付 水 準 と 実 行 可 能 性

ここでは年に84万円の給付水準を考えているので、給付総額が94.0兆円となっている。給

付水準を2割減らして年67.2万円（子どもは年28.8万円）とすれば、給付総額は75.2兆円となって、BIの導入とともに廃止すべき代替財源の範囲を狭めることができる。給付総額は75.2兆円から、30%の比例税で生まれる税収89.7兆円を差し引いたマイナス14.5兆円、これに現行の所得税収入19.9兆円を足した5.4兆円の代替財源を見出せば良いことになる。前述の削除可能な社会保障関係費は15.3兆円であるから、十分な代替財源がある。BIの実現はまったく容易である。

逆に、BIの給付水準を2割上げて年100.8万円（子どもは43.2万円）とすれば、給付総額は112.8兆円となって、ここから、30%の比例税で生まれる89.7兆円を差し引いた23.1兆円に現行の所得税収入19.9兆円を足した43.0兆円の代替財源を見出さなければならないことになる。

要するに、BIの給付水準が低ければ導入は容易く、高ければ困難という直感的に当然の結果が得られる。

日本ではBIについて数量的分析がほとんどない。その中で、九州大学経済学研究所の浦川邦夫准教授と京都府立大学公共政策大学院の小沢修司教授の分析は、数量的な検討を加えていることで貴重である。浦川教授によれば、BIが給付されても労働供給は変わらず、税率の労働供給に与える効果もないという仮定の下でも、国が定めた生活保護基準（1人月額83,060円）を給付するためには40%の税率が必要としている（浦川邦夫「BI論に対する政治経済学的考察」『国民経済雑誌』196巻第6号:93-114頁、2007年）。

一方、小沢教授は、子どもを含むすべての国民に一人月8万円のBIを給付するためには、税率を50%にすることが必要としている（小沢修司『福祉社会と社会保障改革—ベーシックインカム構想の新地平』終章、高菅出版、2002年）。

これらの分析は、私がすでに述べたように、BIのレベルを高くすると必要な税収が高くなり、その実現は困難になることを別の形で示していることになる。

## 7 比例課税についての若干の修正の余地

これまで、BIは単一の税率で説明してきた。しかし、BIを累進税と組み合わせることもできる。所得2000万以上の層では、現行の税制では概ね40%の課税（地方税を合わせて50%となる）となるので、この層の税率を40%にすることもできる。そのためには、所得を申告し、さらに高い税を課すことをしなければならない。これは現在でも2000万以上の層に対してしていることなので、追加的な行政コストはかからない。年収2000万以上の層の所得をすべて合計すると15.5兆円になると推定できる。ここから10%を追加的に課税して得られる税収は、15.5兆円の10%ではなくて、15.5兆円の所得のうちの2000万円を超える所得である。その所得金額は9.3兆円となり、税収は9300億円となる（国税庁「申告所得税」から計算）。所得再分配をすべきだというイデオロギーを別にして、BIが実行可能であるかどうかを財政的に議論するためには、あまり役には立たない。もちろん、高所得者に対して、これまで徴収してきた税はこれまで通り取ればよいという意見は当然である。

一方、所得の低い階層の税率を下げることもできる。この場合も、所得を申告し、所得が300万以下の層の税率を下げて、還付することになる。ただし、この所得階級の人々の数は1984万人と多く、またその所得合計額も34.2兆円と大きい（国税庁「民間給与実態統計調査結果」より計算）。人数が多いことは行政コストがかかるということであり、合計金額が多いことは税収が減るということである。税率を20%にする

ために、所得の10%の税金を還付すれば、その金額は3.4兆円になる。これは無視できない金額である。

また逆に、トービンが提案しているように (James Tobin 他, "Is Negative Income Tax Practical?" The Yale Law Journal, Vol. 77, No.1, November 1967)、BI支給額と課税額が同じになるまで50%という高い税率を適応するという、低い所得に対して高い税率を課すという考え方もある。それは課税額からBIの給付額を差し引いたものが、中間所得層でマイナスにならないようにするためである。これは、高いレベルのBIを給付し、かつ財政的に成り立つようにするための工夫であるが、比較的所得の低い層の労働供給インセンティブを阻害する可能性がある。また、多くの納税者が確定申告をしなければならないので、行政コストを高めることになる。

## 8 BIの水準は低すぎるか

以上で、BIという制度が財政的に実現可能であることを示した。しかし、反対は、もちろん多いだろう。まず、私の考えるBIが財政的に可能であるのは、月に7万円と、その水準が高くないからである。ただし、現行の生活保護水準と比べて極端に低い訳ではない。

現行の生活保護で、夫婦と子1人の場合、都市部では、生活扶助15.9万円、住宅扶助7.0万円を合計して22.9万円である。町村部では、生活扶助13.4万円、住宅扶助4.2万円を合計17.6万円である。ここで提案したBIでは、大人7万円、子ども3万円であるから、月17万円であり、現行の町村部の基準よりやや低い程度である。そもそも、生活扶助費であれ、BIであれ、その金額を居住する場所によって変える必要がなぜあるのだろうか。日本国憲法は、居住移動の自由

を保障しているのであるから、生活コストの安いところ住めば良いのではないだろうか。

高齢夫婦であれば、生活保護費は生活扶助と住宅扶助を合計して、都市部で18.4万円、町村部で13.8万円となる。本書で提案したBIでは14万円であるから、町村部ではBIの方がわずかだが高くなる (生活保護水準については、厚生労働省「生活保護制度の概要等について」2019年3月16日)。

要するに、大人の場合、町村部では、生活保護水準とほとんど変わらず、子どもへの手当が少ないという関係になっている。これは、子どもを虐待する親が児童手当の生活扶助費を目的として子どもを手放すことを拒否する事例があることから当然のことと思われる。

BIの水準を現行の生活保護水準にまで上げるとすると、制度が複雑で一概には言えないが、前述の浦川教授の試算によれば、1人月額83,060円ということになる。滝川教授の試算は2007年のものであるから、現在では数%高くなっているだろう。これは、本書で提案したBIの2割増し以上の給付水準となり、前述のように財政的に困難となる。

だからBIを止めようというのでは安心を保障することはできない。過大なBIを保障することはできないということであって、日本国憲法の保障する健康で文化的な最低限の生活は十分に保障できる。

また、私は、ここで提案したBIの水準が低すぎるという反論は真剣なものではないと思っている。そのような主張をする人が真剣であれば、生活保護水準以下の所得で暮らしている人は人口の13%いる (同志社大学の橘木俊詔教授の推計 (『格差社会』岩波新書、2006年、18頁)) のに、実際に保護を受けている人は全人口の0.7%しかいないという事実

に向き合うはずだが、とうていそうしているとは思えないからだ。生活保護水準を下げようという議論に反対する人々は、このことをどう考えているのだろうか。

生活保護制度を廃止してBIに置き換えることは、生活保護の給付水準を引き下げることになる。

これは、3つの理由で正当化できる。まず、第1に、日本の生活保護水準はイギリス、フランス、ドイツより2-3割高いことである。第2に、前述のように、日本の生活保護水準は高いが、実際に保護を受けている人は全人口の0.7%と少ない。給付水準を下げても、より多くの人に給付すべきではないだろうか。第3に、生活保護水準を、都市部で高く、町村部で低くする理由はない。日本国憲法は、居住、移動の自由を保証している。第4に、生活保護を受給させて、それを取り上げ、生活させて利益を得るといふ貧困ビジネスが成立していることだ。これは、現行の生活保護水準が高すぎることを示している(原田泰『ベーシックインカム』142-143頁、中公新書、2015年)。

## 9 結婚税を避ける

豊かな人と結婚した人にもBIを与えるのかという疑問をもつ読者もいるだろう。しかし、豊かな人と結婚した人には払わないとすれば、これは結婚税となる。所得の高い配偶者と結婚していればBIを給付される必要のない人が、結婚をしなければBIを給付されることになる(以下、表記が煩瑣になるので、高い所得を得ている夫と少しの所得しか得ていない妻の場合についてのみ述べることにする)。人々にとっては、結婚するとBIを得られないのであれば、結婚しなくなるというインセンティブが働き、BIが結婚に対する課税となる。

これを解決する方法は、高額所得者の夫の妻も含め、すべての人にBIを給付することである。この方法に反対する人も多いただろうが、豊かな夫は、BI以上のものを税として支払っているのだから、その中から妻がBIを得ることは正当化される。年収560万円以上の夫は、税率30%で、自分と妻の2人分のBI( $560 \times 0.3 = 84 \times 2$ )を負担している。結婚税とならないためには、すべての人にBIを給付することがもっとも単純で合理的な方法である。

子ども手当を巡ってもあったように、このような直接給付について所得制限を設けるべきだという議論が必ずなされるが、それはしばしば実務的に意味がない。例えば、子ども手当を2000万円以上の人に払わないとしても、ほとんど財政コストを節約することにはならない。原田前掲書、表3-4から2000万円以上の所得の人の子どもの数は18万人と推計されるが、この子どもたちに年36万円のBIを払わないことによって節約できる金額は648億円にすぎない。1000万円以上の人に払わないとすれば、5080億円を節約することができるが、人々は、1000万円を越さないための様々なトリックを使おうとするだろう。それを避けるためには、所得が1000万円から1万円高まるごとに年間の子ども手当を1000円ずつ減らすというような制度を作らないといけない。そんなことをするよりも、税に任せるほうが簡単だ。所得の高い人は、より多くの税を払っているのだから、直接給付を得ても良いと考えるのが、一番、簡単である。実際に、子ども手当を支給している諸外国でも、所得制限をつけている国はほとんどない。

## 10 BIと資産保有

大きな財産を持っている人にもBIを給付するのかという疑問も当然にあるだろう。答えは、

豊かな人は既に多額の税を払っているのだから、その税の中からBIを払っているのだという答えと同じになる。すなわち、すべての資産と所得に公平に課税すれば、BIを給付しても公平になる。BIは、所得控除に代替するものだから、少額の資産を優遇するような資産課税は廃止する。固定資産税の200平方メートル以下の小規模宅地優遇制度は当然廃止する。

日本では、固定資産税が低い。アメリカの固定資産税の国民所得に占める比率を見ると3.3%で日本の2.2%の1.5倍である（財団法人資産評価システム研究センター「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書—地方分権時代の固定資産税制度のあり方について—」2000年3月）。そこで、固定資産税を1.5倍に引き上げる。これは5兆円程度の税取増となる。これもBIのための財源となる。

この政策は付随的な利点を持っている。これまで、固定資産税が低いがゆえに、十分なインフラを建設することができず、また、建設したとしても、その利益が土地の所有者に行き、建設主体である地方自治体の利益は少なかった。固定資産税の引き上げは、自治体にインフラ建設のためのより多くの財源を与えることになる。

## 11 BIは労働意欲を阻害するか

BIが、労働意欲を阻害するという批判がある。労働意欲が阻害されれば、当然、働く人は減って所得が減り、税収も減る。これによってBIの財源が毀損されるというのである。

この批判についてはすでに一部は答えている。人々の所得はBI + 自分の所得 × 0.7 であるということだ。普通の人々は、BIだけに満足しないで働くだらう。

ここでさらに3つの問題が生じる。第1には、現行の税制では、所得の低い人が働いても実質

的には課税されないが、BIの制度では3割の税率で課税される。それは労働意欲を阻害するという批判である。確かに、そうである。しかし、現行の税制でも様々な控除を除いた後であるが、330万円以上働けば税率は2割になる。通常500万円以上の所得が得られると考えている人にとって、大きな問題になるとは思えない。しかし、より低い所得しか得られないと考えている人にとっては多少の阻害効果があるかもしれない。だが、現行の生活保護では、働けばその分だけ給付水準を引き下がられるという意味で、ほとんど100%の労働阻害効果がある。それに比べればずっと良いのではないだろうか。

## 12 結語

本稿では、BIの財政的な実現性について考えた。多くの方は、政府予算が100兆円程度であるのに、さらに100兆円前後となるBIの給付など不可能であると考えているようである。本稿は、これに対して、BIの給付が財政的に可能であることを示した。ただし、そのためには、BIの給付水準が過大なものではないこと（現行の生活保護水準より数%低いものであること）、無理やり所得を作るために使われているような予算は削減することである。

---

はらだ ゆたか

名古屋商科大学ビジネススクール教授  
1950年東京生まれ。東京大学農学部農業経済学科卒業。  
ハワイ大学にて経済学修士号。学習院大学にて経済学博士号取得

1974年 経済企画庁入庁、同庁国民生活調査課長、海外調査課長、財務省財務総合政策研究所次長、大和総研専務理事チーフエコノミスト、早稲田大学政治経済学術院教授、日本銀行政策委員会審議委員などを経て現職。  
著書に『昭和恐慌の研究』（岩田規久男氏他共著、日経・経済図書文化賞受賞）、『日本の原則』（石橋湛山賞受賞）、『日本はなぜ貧しい人が多いのか』、『震災復興 欺瞞の構図』、『リフレが日本経済を復活させる』（浜田宏一氏、岩田規久男氏との共編著）、『日本を救ったリフレ派経済学』、『ベーシックインカム』、『石橋湛山の経済政策思想』（和田みき子氏との共著）、『デフレと闘う 日銀審議委員、苦闘と試行錯誤の5年間』など。

---